委員会傍聴制度を充実します

~平成 25 年2月 19 日から実施~

市民に開かれた議会を目指す議会改革の取り組みとして,委員会傍聴制度の充実を図るため, 以下の3項目の実施を決定しました。

- ●傍聴席数を増やします
 - ●「開会前」までだった受け付けを「随時」に変更します
 - ●資料の持ち帰りができるようになります。

令和5年10月5日の議会運営委員会で個人情報保護の観点から 委員会資料の持ち帰りは 認めないこととなりました

[実施内容]

■委員会室の傍聴席数の拡大

常任委員会室	第1~第4	10 席→15 席
	第 5	10 席→ 12 席
特別委員会室	第1	10 席→15 席
	第2	10 席→12 席
	※第3特別委員会室は現行どおり(20席)	

※各委員会室の席数を超えたときは、場合に応じて別室で音声傍聴となります。

■傍聴の随時受け付け

委員会の開会時間までとしていた受付時間を見直し、開会後であっても、随時受け付けを行います。 ※ 受け付けは、議会棟8階の議会事務局議事課(条例予算・決算特別委員会総会は議会棟13階の第3特別委員会室)で行います。

■委員会資料の持ち帰り

閲覧のみとしていた委員会資料の取り扱いを見直し、<u>委員会終了後に、資料の持ち帰りができるようになります。</u>(資料の数には限りがあります。また、分科会報告書など、一部、持ち帰りができない資料もあります)

令和5年10月5日の議会運営委員会で個人情報保護の観点から 委員会資料の持ち帰りは 認めないこととなりました